

審 第 1 7 5 6 号
答 申 第 5 6 6 号
令 和 4 年 9 月 2 8 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年10月19日付け〇〇〇〇地振第〇〇〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1131号

令和2年9月11日付けで審査請求人から提起された、令和2年8月18日付け〇〇〇〇地振第〇〇〇〇号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年7月31日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求を行った。

2 請求の内容

当該請求の内容は、「〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日、「〇〇〇〇付近 火燃しについて」の記録書関係一式（写真も含む）

- ・「警告」の内容（以下「本件請求1」という。）
- ・下ごみの処理を依頼した「〇〇〇〇」への措置内容（以下「本件請求2」という。）

廃棄物処理法第12条第3項の届出

- ・保管場所の届出・許可の内容（〇〇〇〇）（以下「本件請求3」という。）

〇〇〇〇地域振興事務所

地域環境保全課」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求1及び本件請求2に対して、本件請求1及び本件請求2に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、また、本件請求3に対して、本件請求3に係る行政文書を保有していないとして、令和2年8月18日付け〇〇〇〇〇地振第〇〇〇〇号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年9月11日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

千葉県知事が審査請求人に対して行い、令和2年8月18日付け〇〇〇〇地振第〇〇〇〇号により通知した行政文書の開示しない処分（のうち、②・下ごみの処理を依頼した「〇〇〇〇」への措置内容）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 千葉県知事から上記1に記載する処分を受けた。
- (2) その理由を、千葉県情報公開条例第8条第3号イに該当するためとしている。
- (3) しかしながら、本件処分は、大規模な不法焼却（産業廃棄物）を使用人に、奥まった隠れた場所で長期に行っていた悪質な行為であるので、千葉県情報公開条例第8条第3号ただし書きに該当し、違法である。
- (4) 本件処分により、地域住民の生命、健康、生活を侵害されている。
- (5) 以上の点から、本件処分（のうち、②・下ごみの処理を依頼した「〇〇〇〇」への措置内容）の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

3 反論書の要旨

〇〇〇〇は、平成18年に設置許可された小規模産業廃棄物処理施設積替保管場内に小型焼却炉を設置したが、維持管理を怠り解体した産業廃棄物を焼却して有害物質（ダイオキシンなど）を日常的に発生させていたことから、〇〇〇〇地域振興事務所から指導され小型焼却炉を撤去させられた。

その後、使用人に奥まった隠れた場所で囲いを設け、長期にわたり大規模に産業廃棄物の不法焼却（審査請求書・8その他、証拠書類等写真）をさせていたことを通報され、使用人に〇〇〇〇地域振興事務所と〇〇〇〇警察署との連名での警告書がだされ撤去した。これは二度目の、地域住民の生命、健康、生活等を侵害する悪質で不正な焼却行為であり、公にすることが必要である。

そればかりか積替保管場は市街化調整区域にあるが、自動車整備所、事務所等を都市計画法や建築基準法など関係法令を無視して建築している。

千葉県では、廃棄物処理法に基づく行政処分についてHPで公表しているが、その中には「法違反（焼却禁止）」による許可の取消しもある中で、今も普通に操業している。

今回、どのような指導をしているのか公平性、適法性、透明性の観点から疑問に思い、開示請求したものである。

また、弁明書で「特定の事業者に対する行政指導の有無及び内容について公表する前例等はない。」としているが、社会状況の変化に機敏に答え、前例にとらわれない柔軟な対応をすべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分の内容

実施機関は、本件請求2は特定の事業者における廃棄物の処理に関し、実施機関が特定の事業者に対して行った措置内容（行政指導）に係る文書を対象としているものであり、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、当該事業者等が行政指導を受けたかどうかを明らかにすることとなり、条例第8条第3号イ（不開示とする法人情報等）により保護しようとする権利利益を侵害するため、条例第11条に該当し、当該文書の存否を答えることができないとして本件決定を行った。

なお、実施機関は、「・下ごみの処理を依頼した「〇〇〇〇」への措置内容」の措置内容について審査請求人への架電により、行政指導である旨、確認している。

2 処分の理由

(1) 条例第8条第3号イの該当性について

本件請求2の対象となる行政文書は、特定の事業者に対する「指導事項票」や「指導結果報告書」等と考えられるが、当該行政文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が定める廃棄物の処理基準への適合状況や改善を求める必要があった場合における指導事項等が記録されたもの（以下「本件対象文書」という。）である。

一般的に事業者が指導を受けた事実が明らかにされた場合は、当該事業者において違法行為等の不適正な行為があったのではないかと推測され、その結果、当該事業者の社会的評価の低下を招き、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、実施機関には、特定の事業者に対する行政指導の有無及び内容について公表する前例等はない。

よって、本件対象文書は、条例第8条第3号イに該当する。

(2) 条例第8条第3号ただし書の該当性について

過去において行政指導を受けた事実を公にしないことが、開示請求時点における、

人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険に直ちに結びつくとは言えず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件対象文書を公にする必要があるとは認められない。

よって、本件対象文書は、同号ただし書に該当しない。

(3) 条例第11条の該当性について

実施機関には、特定の事業者に対する行政指導の有無及び内容を公表する前例等がないことから、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、当該事業者が行政指導を受けた事実の有無が明らかとなり、同号の不開示情報を開示することになる。

よって、本件請求2に対しては、条例第11条を適用し、本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが相当である。

3 弁明の理由

審査請求人は、上記第3 2のとおり、実施機関が本件対象文書について条例第8条第3号イに該当するとして本件処分を行ったことが違法であると主張しているので、以下、同号イ及び条例第11条該当性について説明する。

(1) 条例第8条第3号イについて

上記2 (1) のとおり、本件対象文書は、公にすることにより、行政指導を受けた事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第8条第3号イの規定により不開示情報に該当する。

そして、上記2 (2) のとおり、同号ただし書に該当しない。

(2) 条例第11条について

上記2 (3) のとおり、本件対象文書は、その存否を明らかにするだけで、行政指導を受けた事実の有無が明らかとなり、同号イの不開示情報を開示することになる。

したがって、条例第11条を適用して、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件請求2を拒否したことは、違法又は不当ではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、違法又は不当ではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次の

とおり判断する。

1 審査請求の対象

審査請求人は、審査請求書において、審査請求の趣旨として、本件決定「(のうち、②・下ごみの処理を依頼した「〇〇〇〇」への措置内容)を取り消す」との裁決を求めている。

そのため、本件審査請求における不服の対象は、本件決定のうち本件請求2に係る決定のみであると考えられることから、当該決定の妥当性について、次のとおり検討する。

2 本件請求2に係る行政文書

本件請求2に係る行政文書は、上記第2 2のとおり、特定の日付及び土地付近における特定の事業者に対する実施機関が行った措置の内容に係る行政文書である。

3 当該決定

実施機関は、本件請求2が特定の事業者における廃棄物の処理に関し、実施機関が当該事業者に対して行った措置内容（行政指導）に係る文書を開示請求しているものであることから、本件請求2に係る行政文書の存否を答えること自体が、当該事業者が実施機関から行政指導を受けたという事実の有無を明らかにすることとなり、条例第8条第3号イにより保護しようとする権利利益を侵害するため、条例第11条に該当し、当該文書の存否を答えることができないとして当該決定を行った。

これに対し、審査請求人は、当該決定の取り消しを求めると主張していることから、当該決定の妥当性について、次のとおり検討する。

4 当該決定の妥当性

同条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

本件請求2は、開示請求書の記載から、特定の地番を指定した上、当該地番の周辺における廃棄物について、実施機関が当該事業者に対して行った行政指導に関する行政文書を求めているものと認められる。

そうすると、本件請求2に係る行政文書の存否を答えることにより、当該事業者が実施機関から行政指導を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになるものと認められる。

ところで、廃棄物処理法第3条第1項は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定し、また、廃棄物処理法第12条は、産業廃棄物の排出事業者に政令等で定める基準に従ってその運搬、処分及び保管を行わなければならない旨規定している。

このように、産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物処理法に基づいて適正に産業廃棄物を処理しなければならず、実施機関は排出事業者が適正な処理をしているかを監督し、改善を求める必要がある場合など必要に応じて排出事業者に指導等を行っている。

以上の事実を踏まえると、実施機関の上記記述の排出事業者に対する指導は行政指導であると解されるどころ、行政指導とは、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第2条第6号の規定により、県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいい、行政指導とは言ふものの、それは多種多様な目的で行われ、違法な状態を是正するものだけに限らず、違法な状態に至らない状態を是正するものもある。

そうしてみると、本件存否情報を明らかにすると、その行政指導が必ずしも違法な状態を是正するものとは言えないにもかかわらず、当該事業者が廃棄物処理法上違法な行為を行ったのではないかと臆測され、当該事業者に対する信用及び社会的評価を低下させ、結果として取引先等との関係を悪化させるなどのおそれは否定できない。

したがって、本件存否情報を明らかにすると、当該事業者の事業活動に支障を及ぼすなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報は条例第8条第3号イに該当する。

以上のことから、本件請求2に係る行政文書の存否を答えるだけで、同号イに規定する不開示情報を開示することになると認められるため、実施機関が第11条を適用して、本件請求2に係る行政文書の存否を明らかにせず、本件請求2を拒否した当該決定は妥当である。

5 審査請求人の主張

審査請求人は、上記第3 2（3）及び（4）のとおり主張する。

条例第8条第3号ただし書は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、

当該情報を開示しなければならないとするものである。

これを本件についてみると、本件存否情報は、実施機関が当該事業者に対して行政指導を行ったという事実の有無であって、本件存否情報の開示が人の生命、健康等の利益の保護に直結するものではないことから、同号ただし書に該当するとの審査請求人の主張は認められない。

6 結論

よって、実施機関の当該決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年10月20日	諮問書の受付
令和2年10月28日	反論書の写しの受付
令和4年 1月31日	審議
令和4年 2月22日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
伊 藤 義 文	弁護士	部会長職務代理者
荘 司 久 雄	前城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)